

Tカードでの和歌山市民図書館利用に関する規約

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

CCCMKホールディングス株式会社

2023年4月1日

第1条(定義及び概要)

1. 以下の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「図書館」とは、「和歌山市民図書館」をいいます。
 - (2)「CCC」とは、「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社」をいいます。
 - (3)「MKHD」とは、CCCの子会社である「CCCMKホールディングス株式会社」をいいます
 - (4)「図書館利用者」とは、利用者登録申込を行い、図書館を利用する個人をいいます。
 - (5)「T会員」とは、MKHDが定める「T会員規約」に同意の上、会員登録を申し込み、MKHDが承諾した個人をいいます。
 - (6)「図書館ID」とは、「和歌山市民図書館条例施行規則」に規定する「利用券」に化体される個人識別番号であり、図書館が図書館利用者に割り当てる個人識別番号をいいます。
 - (7)「Tカード番号」とは、T会員本人であることを識別するために割り当てられた番号をいいます。
 - (8)「Tカード」とは、Tカード番号が印字されたカードをいいます。
 - (9)「ID紐付登録」とは、図書館IDとTカード番号とを紐づけ、登録することをいいます。
 - (10)「ID紐付会員」とは、本規約に同意の上、ID紐付登録を完了させた個人をいいます。
2. 本規約は、図書館における各種サービスと、MKHDがT会員向けに提供する各種サービスを、Tカード1枚でご利用いただくための手続き等について定めた規約です。
3. 1つの図書館IDに紐付けることができるTカード番号は、1つとします。
4. ID紐付登録が完了すると、ID紐付会員は図書館における各種サービスと、MKHDが選定したT会員向けに提供する各種サービスとの両方にTカードを利用することができます。
5. ID紐付登録後においても、紐付けたTカードの有効期限については、「T会員規約」の規定が適用されます。

第2条(各種手続き)

1. 「ID紐付登録」の手続き

- (1)ID紐付登録には、「利用者登録兼利用機能登録申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入し、ご提出いただくことが必要です。なお、利用者登録、T会員登録ともに未登録の場合、または利用者登録、T会員登録のうちいずれかが未登録の場合、「申込書」に必要事項を記入していただくことにより、利用者登録、T会員登録及びID紐付登録を同時に行うことができます。
- (2)既に利用者登録及びT会員登録の両方をされている方がID紐付登録を行う場合も、「申込書」の記入と提出が必要です。
- (3)ID紐付登録を行ったTカードを紛失・盗難された場合は、「T会員規約」に従い、所定の方法にてお申し出ください。

(4) ID紐付会員は、第3項第1号に定める「退会」の手続きのほか、第3項第2号に定める方法によりID紐付登録のみを解除することができます。

(5) 既に利用券をお持ちの図書館利用者がID紐付登録を完了させた場合には、利用券は図書館により回収させていただきます。ID紐付登録以降は、Tカードのみで図書館をご利用いただけます。

2. 「登録情報変更」の手続き

ID紐付会員の氏名、郵便番号、住所、電話番号等の登録情報に変更が生じた場合、図書館利用者の登録情報の変更については、図書館長に届け出ていただく必要があります。またT会員の登録情報の変更については「T会員規約」で定める方法により、変更を行ってください。どちらか一方の登録情報の変更を申し出ていただいても、その変更内容は、図書館利用者の登録情報及びT会員の登録情報として相互に反映されるものではありません。

3. 「一時停止」「退会」の手続き

(1) ID紐付会員が、T会員の一時停止、退会を希望する場合は、「T会員規約」に従い、所定の方法により、お申し出いただく必要があります。T会員の退会手続きによってTカードが無効となったときは、ID紐付登録も解除されます。図書館利用を継続する場合には、利用者登録申込書にご記入いただくことにより、従前の図書館利用者としての情報を引き継ぐことができますが、新規に利用券の交付を受ける必要があります。

(2) ID紐付会員が、図書館利用者としての利用停止を希望する場合は、ご自身で図書館へ申し出ることで、停止することができます。ID紐付が無効となっても、Tカードの有効性には影響しませんので、有効なTカードの場合は、そのまま継続してT会員向け各種サービスを利用できます。

第3条(個人情報の取り扱い)

1. MKHDは、ID紐付登録を行い、管理する目的のために、図書館からTカード番号及びID紐付登録の申込年月日のみ取得します。

2. MKHDは、資料の貸出履歴情報等の前項に定める情報以外の情報は、図書館から取得しません。

3. MKHDは、第1項に基づき図書館から取得した個人情報を、CCC及びCCCの連結対象会社もしくは持分法適用会社及びTポイントプログラム参加企業を含む第三者に対し提供することはありません。

4. ID紐付会員の個人情報は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針、その他規範を遵守し、MKHDが厳重に管理します。

第4条(Tカードの失効)

1. Tカードの失効

紛失、盗難、破損、退会等の事由でID紐付登録されたTカードが失効した場合、その情報がMKHDから図書館に連携され、ID紐付登録が解除されます。

2. 再登録

ID紐付会員はID紐付登録したTカードが失効した場合において、継続してTカードでの図書館利用を希望される場合には、第2条第1項第1号の手続きに従って、再度申込みが必要となります。この場合、T

カード番号は変更となります。なお、新しいTカードを取得せずに利用券にて図書館利用を継続する場合には、新規に利用券の交付を受ける必要があります。

第5条(免責事項等)

天災地変、通信回線障害等の不可抗力による場合、CCCが図書館の指定管理業務を終了する場合、又はその他MKHDCが必要と判断した場合、ID紐付会員に事前の承諾を得ることなく、Tカードによる図書館における各種サービスの利用を中止又は終了させていただくことがあります。

第6条(規約の改訂)

MKHDは、一定の予告期間においてホームページまたは関連サービスサイトにおいて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。なお、最新の本規約につきましては、MKHDホームページにアクセスしていただくか、Tカードサポートセンターまでお問い合わせください。また、「T会員規約」については、MKHDホームページにアクセスしてご確認ください。

第7条(その他の事項)

本規約の定めと、「T会員規約」の定めが異なる場合は、本規約が優先されるものとし、本規約に定めのない事項については、諸規則及び諸規約の規定が適用されるものとします。

問い合わせ先

図書館について

和歌山市民図書館

電話番号073-432-0010受付時間9:00～21:00(年中無休)

(ホームページ<https://wakayama.civic-library.jp>)

Tカードについて

Tカードサポートセンター

電話番号0570-029294

(MKHD ホームページ <https://cccmkhd.co.jp/>)